

(10) 劉儉 字は宗禹、江西浮梁の人、景泰二年の進士、『明人伝記』八五四頁。

(11) 琉球国中山王 十四世紀末ごろ、沖繩本島(琉球国)には三勢力があり、中央部の中山王、北部の山北王、南部の山南王として明朝との朝貢関係にあった。琉球国は『世譜』によれば一四二九年に中山王によって統一されたが、対外的に琉球国中山王の称号をとりつづけた。

1-01-02

皇帝より国王(世子ノ誤)尚巴志へ、永楽帝の死去を報ずる勅諭(一四二四、八、一六)

皇帝^①、琉球国中山王尚巴志に勅諭す。

我が皇考^③大行皇帝^④、天下の生靈^⑤の為に胡寇^⑥を討平し、振旅^⑦し班師^⑧するも、不幸にして則ち七月十八日賓天^⑧す。中外の臣民に遺命し、喪服の礼儀は、一に太祖高皇帝の遺制に遵^⑨わしむ。特に王に報じて之を知らしむ。故^⑩に諭す。

宝^⑪

永楽二十二年(一四二四)八月十六日

注* 『明実録』永楽二十二年九月己卯の条に、行人周彝を遣わし勅をもたらしめた記事があり、勅は本文書および(〇一〇三)をさすと思われる。しかし(〇一〇四)に行人周彝を遣わす、(〇一〇五)に内官柴山を遣わす、とある他、(一六〇一)には、永楽帝

の死去を報ずる勅諭を齎捧した行人陳資茂が、尚巴志冊封と思紹諭祭のための使者、内官柴山・行人周彝と共に洪熙元年六月に琉球に至った、とある。又、『明実録』洪熙元年四月丙寅の条には、世子尚巴志が永楽帝の万寿聖節を賀して入貢し「蓋詔書未至琉球故也」と記されている。

本文書をもたらしべき使者は陳資茂に変更となり、出發も『明実録』に尚巴志冊封の遣使の記事のある洪熙元年二月辛丑朔(〇一〇四)(〇一〇五)も同じ)以降となり、冊封の使柴山、諭祭の使周彝と共に琉球に至ったのであろう。したがって(〇一〇二)から(〇一〇六)までは同時にもたらされたものである。

(1) 皇帝 明朝第四代の仁宗洪熙帝。永楽二十二年(一四二四)八月丁巳(十五日)即位。在位一四二四―二五年。

(2) 中山王 中山王世子の誤りか。

(3) 皇考 薨去した先代の天子。

(4) 大行皇帝 薨去してまだ諡がつかない間の天子の呼称。ここでは明朝第三代の成祖永楽帝(在位一四〇二―二四年)。

(5) 生靈 人民。

(6) 胡寇を討平 胡は塞外民族、北狄。永楽帝は一四〇五年(永楽三)から一四二四年までに五回にわたって、塞北のモンゴル軍を親征し、第五次の遠征の帰途に病死した。

(7) 振旅し班師 振旅は隊をととのえて軍が帰還すること。班師は軍をかえすこと。あわせて凱旋する意。

(8) 賓天 天子の崩御をいう。

(9) 太祖高皇帝 明朝の創始者である洪武帝。その廟号が太祖。諡が高皇帝。

(10) 故に諭す 勅書の結びの用語。冒頭の「皇帝勅諭」と対応する常套語。

(11) 宝 天子の印のこと。原文書のこの部分（実際は年時の上）に御宝が捺してあったことを示したものだ。

1-01-03 洪熙帝即位の詔（二四二五、二、一）

皇帝登位の詔

奉天承運の皇帝、詔して曰く、朕惟うに、上天の民を生ずるや、爰に君主を立て、兆庶を仁育して、咸泰和に底り、華夷を統御して、同じく熙暉に躋す。我が先皇帝、天を奉じ運を撫ち、治化は百王より高く、文徳武功あり、声教は四海を被う。比、辺警あるに縁り、童御に雇めて以て親征し、凱旋するに逮及んで、竟に鼎湖の升逝あり。遺命して神器を眇躬に付予す。顧みて之を哀疚すること方に深く、豈に之を遵承すること遽に忍びんや。宗親、公・侯・駙馬・伯、文武の臣僚、軍民の耆老及び四夷の朝貢の使、闕下に俯伏して、表を奉りて勸進するに、以為えらく、天位は以て久しく虚しくす可からず、生民は以て主無かる可からず。長嫡の統を承くるは国家の常経なり、と。詞を陳ぶること再三にして、瀝懇すること勤切なり。是を用て、遺命に仰遵し輿情に俯徇し、已に去年八月十五日に、祗んで天地・宗廟・社稷に告げて、皇帝の位に即く。祖考の洪祐を奉じ、聖神の永図を仰ぎ、属茲に泣

昨の初、維新の命を宣布し天下に大赦す。今年を紀して洪熙元年と為す。

於戲、君臣は一体にして、人を愛するに必ず寛弘に務め、賞罰は経有りて、国を為むるに必ず明信を彰らかにす。尚わくは文武の賢弼、中外の良臣に頼り、乃の忠貞を據べ、不逮を匡輔せよ。用て鴻業を承けて、国家永遠の基を隆くし、嘉く群黎に恵みて、海宇治平の福を広めん。天下に敷告して、咸く聞知せしむ。

宝

洪熙元年（二四二五）二月初一日

注 (1) 熙暉 熙々はやわらぎ楽しむさま。暉々は心が広くゆつたりしているさま。

(2) 先皇帝 成祖永樂帝を指す。

(3) 声教 天子の徳化。

(4) 辺警 外寇の国境侵害の報。

(5) 童御 竜馭に同じ。天子の乗物。

(6) 鼎湖 黄帝が竜に乗って昇天したと伝えられる地。

(7) 眇躬 微小な身、天子の謙称。

(8) 公・侯・駙馬・伯 公、侯、伯は爵位で、駙馬は宗室の女婿。

(9) 宗廟・社稷 宗廟は祖廟。社稷は土地神と穀物神。

(10) 祖考 先祖。死んだ祖父、父。

(11) 聖神 天子をいう。

(12) 不逮 行きとどかぬ、ふつつか。

(13) 洪熙元年二月初一日 洪熙帝即位の詔は『明実録』永樂二十